

管理運用の方針

平成 27 年 9 月 30 日付厚生労働省発年 0930 第 3 号承認
変更：平成 29 年 10 月 2 日付厚生労働省発年 1002 第 7 号承認
変更：令和 2 年 3 月 31 日付厚生労働省発年 0331 第 16 号承認
変更：令和 7 年 3 月 31 日付厚生労働省発年 0331 第 6 号承認

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 28 条第 3 項の規定によりその例によることとされた同法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の管理運用の方針を次のとおり定め、同法の施行の日（平成 27 年 10 月 1 日）から適用する。

平成 27 年 9 月 30 日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆博

第 1 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

1. 基本的な考え方

管理積立金（厚生年金保険法第 79 条の 6 第 1 項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）の運用は、管理積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。

また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）の内容に従って管理積立金の管理及び運用を行う。

積立金の運用については厚生年金保険法第 79 条の 5 第 1 項の規定により管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めることとされており、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理積立金

の運用を行う。

なお、その際には、管理積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。

2. 国民から信頼され、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営

意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的なPDCAサイクルを十分機能させることにより、引き続き国民からの信頼に応え、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保する。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化する等の透明性の向上に資する取組を引き続き推進する。

役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、継続的に業務運営の改善を図る。

第2 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1. 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

2. 市場及び民間の活動への影響に対する考慮

管理積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないように、十分留意する。

また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないように十分に考慮し、以下の点について配慮する。

(1) 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。

(2) 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

3. 他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

第3 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1. 基本的な運用手法及び運用目標

(1) 基本ポートフォリオに基づく運用

管理積立金の運用は、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.9%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投資を基本とする。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

(2) ベンチマーク収益率の確保

市場平均収益率の確保の観点から、中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保する。その際、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。

なお、ベンチマーク収益率との比較による評価は、基本ポートフォリオの大幅な変更の際には市場への影響に考慮して移行期間が必要となること、厚生労働大臣への寄託金の償還及び年金特別会計への納付等のためベンチマークに含まれない短期資産を保有する必要があること、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映されていないこと等を踏まえて行う。

(3) モデルポートフォリオの策定

他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。

(4) モデルポートフォリオの見直し

モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化

する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。

（５）基本ポートフォリオの基本的考え方

経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。

（６）基本ポートフォリオ

① 資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅	±6%	±5%	±6%	±6%
	±9%		±9%	

（注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。

② 乖離許容幅の考え方

経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。

③ オルタナティブ資産運用の位置づけ

オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。

(7) 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がないか等について毎年度適時適切に検証を行い、経営委員会が必要と認めるときは、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。

(8) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。

2. 運用の多様化・高度化

(1) 運用手法

運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。

運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に、資産全体の適正なリスク量の下、スタイル分散等に留意して行う。その際、運用理念や運用手法の相互理解を深める等、運用受託機関とのアラインメント強化を図る。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しいオルタナティブ資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき、伝統的資産対比の運用パフォーマンス評価方法等を構築し、必要に応じて改善を図りながら評価を行う。

また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。

(2) 運用対象の多様化

運用対象については、「第1 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針」に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を

行う。

オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から行うものであり、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材、法務・税務やリスク管理等を担う人材の拡充、外部アドバイザーの活用等により良質な案件の選定力を高める。あわせて、ミドル機能及びバック機能の更なる充実による体制整備を図りつつ、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら、新たな投資手法の検討を含め着実に取組を進める。

3. 運用受託機関等の選定、評価及び管理

運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。その際、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価する。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。

超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。

また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。

4. 管理積立金の管理及び運用におけるリスク管理

(1) 管理積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、管理積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に、必要がある場合には速やかに報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。加えて、国内の日中取引時間以外のリスク管理体制について検討を行う。

また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。

① 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、管理積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を適宜把握するとともに、資産全体の基本ポートフォリオからの乖離リスクについて、参照値を設定した上で、適切な管理を行う。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体について、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理し、リスク負担の程度についての分析及び評価（アクティブ運用等の投資行動に沿った要因分解を含む。）並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

② 各資産

各資産と基本ポートフォリオ策定に用いるベンチマークとの乖離リスクを適切に管理する。

③ 各運用受託機関

運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。

④ 各資産管理機関

資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、BCP（事業継続計画）等の観点から資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視するとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。

⑤ 自家運用

運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。

⑥ トランジションマネジメント

資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する。

（２）リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等

運用資産が増大し、オルタナティブ投資も着実に推進するなど運用対象を多様化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、３線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するなど、リスクを適切に管理するための体制の一層の強化に取り組む。

また、リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク・リターン分析ツール等をはじめとした各種ツールを活用する基盤整備を一層進めるとともに、各種リスク管理に当たっては、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等に与える影響についても適切に考慮するよう努める。加えて、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。

さらに、業務リスクやコンプライアンス・リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図る。

5. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資

(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動

企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含むサステナビリティの重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行うとともに、アセットオーナー・プリンシプル（令和6年8月28日内閣官房策定）を踏まえ、アセットオーナー・プリンシプル取組方針に沿って、インベストメントチェーンを構成する様々な主体との継続的な対話の実施等、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進する。

(2) ESGを考慮した投資

管理積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進し、サステナビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保の両立を図りながら、ESGを考慮した取組を進める。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである

等といった「第1 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第3の1 基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ（E S G要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資に関する基本的な方針（以下「サステナビリティ投資方針」という。）に沿って取組を進めるとともに、P D C Aサイクルを適切に回し、E S Gを考慮した投資について継続的に検証を行い、その結果を取組の改善等につなげる。

（3）インパクトを考慮した投資

市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組を行う。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第3の1 基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、取組を進める。併せて、取組が管理運用法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証する。

第4 その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1. 情報発信・広報及び透明性の確保

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。

管理積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。

また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後長期にわたり積立金が積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動、E S Gやインパクトを考慮した投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。

その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実に図るほか、役職員の講演等を含め案件の性格に応じた効果的な情報発信を工夫する。

こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組

内容を継続的に改善する。

さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。

加えて、管理運用法人が行う管理積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表し、また、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進める。さらに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。

これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意する。

2. 管理運用法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等

（1）人材の確保・育成・定着のための環境整備

管理運用法人に期待される高度な業務運営を支える人材に求められる業務やキャリアパス等を明らかにするとともに、これらの人材の受入れのための環境整備を行う。

また、管理運用法人の業務を通じて得られる経験・能力や管理運用法人の業務の社会的意義の効果的な発信等を行い、必要な人材を確保するとともに、これらの人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うことなどを通じて、人材の適時適切な配置を行う。

さらに、人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役職員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。

なお、人材の報酬水準・体系については、必要に応じて、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その見直しも含めて適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。

これらの取組を通じて、長期国際分散投資を行う中で、運用の高度化・多様化等を引き続き進めるために必要な人材の確保・育成・定着及び人材の確保等を戦略的に進めるための機能の強化を図る。

（2）業務遂行能力の向上等

資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する等により、役職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、従業員エンゲージメント（各職員が管理運用法人の社会的意義や役割を理解し、そのために自

発的に行動する意欲を高めること）の向上を目指す。特に、女性の活躍を推進するための取組を一層強化し、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、必要な人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。

3. 業務のデジタル化の推進等

（1）業務のデジタル化の推進

データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化に資するデータを集約・分析する基盤整備を推進し、組織横断的なデータマネジメント手法を確立する。また、業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進めるとともに、業務のデジタル化を推進し、管理運用業務の情報基盤の拡充、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、業務の質的な改善を推進する。これらの取組を効果的・効率的に進める観点から、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図る。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

（2）情報セキュリティ対策

情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。

なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。

また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。

4. 調査研究

将来にわたって管理積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした管理運用法人外部のリソース及び国内外のアセットオーナーとの情報交換の機会も活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組む。その際、調査研究等で得られたノウハウの管理運用法人内での蓄積及び管理運用法人内での人材育成を通じた調査研究の体制整備の一層の推進に留意するとともに、管理運用法人外部のリソースを活用した調査研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する。

さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目

標の設定、評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの取組を強化する。その際、長期的な視野で取り組む基礎的な研究を含む多種多様な調査研究のテーマを設定するよう努めるとともに、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。